

第2回 国立市保育審議会会議録

日時 平成30年10月16日(火) 午後7時～午後9時
会場 国立市役所1階 東臨時事務室
出席委員 委員10名
(新開 よしみ、竹内 幹、江角 愛美、中村 友理、古本 宣子、池田 希咲、
福島 美智子、小澤 あゆ子、佐藤 美代子、アラタン チムグ)

内容 1. 利用者負担額の算定方式の変更について
2. その他

【新開会長】 ちょっとお時間早いんですが、皆さん、おそろいのようなので、第2回の国立市保育審議会を始めさせていただきます。資料はお手元に、事前にお送りされているカラーのパワーポイント方式の資料になります。

本日の議題は、利用者負担額(保育料)の算定方式の変更についてということで、前回からちょっと時間があいていますので、まず1点目として、前回の振り返りをさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

【事務局】 こんばんは。事務局です。今日も遅い中、申しわけありませんが、2時間どうぞよろしくお願ひいたします。

恐れ入ります、前回8月の暑いときから2カ月弱たちましたので、少しおさらいをしながら進めさせていただければと思いますが、皆様のお手元には、郵送でもう既に議事録の書類のほうお渡しをさせていただいておるかと思ひます。その中に、もし内容について、ここも書かなければいけない、加筆修正があるということであれば、ぜひ今回教えていただひてというふうにお示しをさせていただきました。もし何かあれば、この場をおかりしてお聞きができればと思いますが、特にごらんいただひて大きな問題はない、これでよろしいということでありましたら、これで公表のほうをさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

【新開会長】 よろしかったですか。議事録のほう。

(「はい」の声あり)

【新開会長】 大丈夫みたいです。

【事務局】 ご確認ありがとうございます。

それでは、本題のほうに入らせていただひて、お手元のパワポ資料、あるいは大きな画面のほうで同じものを映しておりまして、資料と同じになっておりますので、どちらでもごらんになりやすいほうをごらんください。

あともう一つ、あえてホチキスどめをしていない14ページのフローチャートだけ、1枚ぺら紙で申しわけありませんが、お手元にと思ひました。このフローチャート、何回か資料行ったり来たりしますので、見にくくなるかなと思ひたものですから、このフローチャートだけ手元に置きながら、資料のページをめくっていきけるようにと思ひてご用意しました。また、このページが来たらご案内いたしますので、お手元に控えておいただひければと思います。前置きが長くなり、失礼いたしました。

それでは、今回ですけれども、8月28日第1回の審議内容を少し皆さんとおさらいして、あそこ

んな話をしたなというところを、ちょっと確認をまずさせていただければと思います。今回の諮問事項をもう一度確認させていただきます。特に2回目、今回は保育料（利用者負担額）の算定方式の変更という1番の赤枠で囲ったところを特に中心にお話をさせていただき会議にできればというふうに思っております。ただ、2番も連動してきますので、全くお話に上がらないわけではないんですけども、まずは1つ目からというふうに赤枠で囲わせていただいております。

次の資料からが、お手元に届いて、ああまたこの図が出てきたというので嫌になっちゃった方もいらっしゃるかもしれないんですけども、前回お話をさせていただいて、とにかくわかりにくいということ、ややこしいということ、皆さん、2時間ほんとうにお疲れになったと思います。このややこしくてわかりにくい制度なんだということ、1回このように図を見せながら説明をされても、よくわからないなというのがお感じになった大きなところだと思います。今の制度がそういう状況なんだということを共有することが目的であったというふうに申し上げたいと思っております。

ですので、今の制度を移行して、新しく住民税ベースの制度に変えたいと思っておりますので、この古いほうの所得税ベースの制度について、あまり細部まで完璧に現行制度をご理解いただかなくても、今後、算定方法を切りかえるための検討というのは十分進んでいきます。むしろ新しい制度について、どのように進めるのがよいかをぜひ委員の皆さんに考えていただきたいところでもありますので、この点について、特に1回目のところでよくわからなかったな、資料を見ても十分にすっきりしないところがあるなというふうに思っておられても、そういう制度なんだというところで、まずはとめておいていただいても十分かと思っております。そのような制度で国立市は現在も所得税ベースでやっていますよということ振り返っていただければと思ってお示しをしました。

5ページ目です。これも同じくおさらいのページなので、多分見覚えのあるページだと思います。ここで言いたいのは、所得税をもとに算出をすると、タイミングとしてどうしても税の確定前の源泉徴収を使用して算出をするために、医療費控除だとか、ほかの収入だとか、そういう増収やらのずれが生じやすい制度なんだというところが、この資料のポイントになってまいります。

このあたり少し、ああそんなお話を聞いたなというのを思い出していただけたかと思っております。おさらいですので、ちょっとずつ進めさせていただきます。6ページ目です。先ほどから何度もややこしくてわかりにくい制度なんですというふうにご説明をしていしましたが、ほかにも今の制度のところのマイナス面、弊害というのが、こういうところがあったよというのをお伝えしたこと、もう一度繰り返しになりますが、ご説明をしているパワーポイントが6ページ目です。

今申し上げたように、その時点で把握できる限りの税情報をもとに、その時点では正しい税情報、それをもとに間違いなく計算をして保育料を決めても、制度上、追徴や還付が発生する構造になっているという、この構造の関係から手続や書類の提出が必要になるなど、市民に対してご不便やご面倒をおかけしている、影響が及んでいるということがあります。また、所得税ベースではなく、住民税ベースの場合、他市では提出が不要な源泉徴収票であるとか、確定申告書という紙ベースのものをわざわざご提出をいただかないと我々保育料を決めることができないものですから、そのあたりの不便を市民の方には強いているというのが、現状としてご不便をかけている点だというふうに整理をいたしました。

これも振り返りなので前回と同じものをご用意しておりますが、これで見たいと思っておりますのが、上が国、下が市の制度を並べていますけれども、国基準というのは、年度の切り方がいわゆる新年度4月のところでは切らないで、9月から8月までが前の年度の市民税を見る。9月からは

新しい年度のもの、当該年度の市民税が確定しているの、そこを見ましょうというふうに、年度の切り分け方が下の市で決めている年度ごとに区切っているものと並べて比べてみると、利用者負担額の決定切りかえ時が異なるなということが目で見ておわかりいただけるかなと思います。切りかえ時期が違うというパワーポイントになっています。

これを大きく1年度だけを取り出したもの、7ページをもう少し拡大したもの、1年度だけにしたものが8ページ目です。先ほどもちょっと申し上げましたが、国基準と市の現行制度だと見ている年度が違うということ、つまり、国のベースの青のところは $n-2$ 年中の所得に基づきますし、ピンクのところ、市の所得税に基づくところは $n-1$ 年中の所得なので、見ている年度自体がずれてくる。当然、保育料のずれが生じやすくなっていくということになります。このように見ている年度が違うんだなというふうにおわかりいただけたかと思います。

これも具体的な事例で、金額をお示ししながら、こういうおうちの場合こうなりますよというのを前回は細かく具体例をお出ししてお示しをしましたが、この具体例を簡単にまとめますと、利用者負担額、保育料がどのように決まるかをシミュレーションしたパワポでした。

ざっくり流れをご説明すると、まず、国と市の金額を見比べます。低いほうの額をとる。その利用者負担額がさらに国の上限を超えていないかどうかというのを確認する。そのほか、国が認めている多子減免などの制度の対象になっていないかどうかというのを確認するということになるので、前回もやりましたけれども、この3つの工程を経ていくと、このおうちの場合は、4月から8月までが第3子として扱われる所得の収入の方だったので0円になって、年度が変わって30年度の市民税額で見たときには、このうちの所得の状況が変わっているの、保育料が年度中でも変わるおうちが出てくるというご説明をさせていただきました。おおまかにそういうふうにして今の保育料を国立市は決めて、皆さんに決定をさせていただいているという流れの大きな整理をさせていただいたパワーポイントになっております。

ここまで、10ページのところは前回のところでも皆さんと一緒に共有をさせていただいたパワーポイントになりますけれども、1回目にもご説明をさせていただきましたように、今のこの制度の事務量がとても膨大であること、手計算がどうしても余儀なくされていること、そのためにミスが起こりやすい仕組みであること、さらにまた、一番下の黒ポチのところですけども、今後無償化ということが国のほうの報道でもございます。そういうことになると、さらに差異が拡大していく。手で追わなきゃいけない仕組み、手計算が今のままだとどんどん増えてしまうというのが現状の弊害としてご説明をさせていただいたのが前回の振り返りのパワーポイントです。

それに比較して、じゃあ市民税にすること、国が決められている国標準というものを市の保育料決定のベースにすることのよさというのはどこにあるのかなということですけども、市民税は収入を確定させてから算出しているため、より正確に実態どおりの階層決定ができる。つまり、公平性の確保というのが高まるというふうに考えられます。そういうメリットがあります。また、先ほどからどうしても今の仕組みだと事務が多いことを申し上げておりましたが、事務を効率化することでミスを引き起こしにくくなることというのがメリットとして挙げられるというふうに考えております。

ここまででおさらいのページが終わりましたので、簡単でしたけれども、ああそんな話を聞いたなというようなこと、ややこしい制度だったなというのを、少し夏のころに聞いた話を思い出していただけたかなと思うので、一旦ここで説明をとめてみようかと思っております。

会長、お願いします。

【新開会長】 ありがとうございます。スライドの11ページまでですね。前回の8月28日にご説明があったところの振り返りを行っていただきましたけれども、いかがでしょうか。記憶が戻ってこれたのでしょうか。何かもう一度ここを確認したいということがございましたら、ぜひみんな確認をしたいんですけども、よろしいですか。大丈夫そうですか。よろしいですか。

それでは、本日の議題の(2)のほうです。利用者負担額算定における懸念事項・課題の分析と対応策というところで、まず議題に沿ってこちらのほうに、スライドの12番からですかね。事務局のほうからお願いいたします。

【事務局】 ありがとうございます。また何かご質問があったら、いつでも少しとめながら一緒に共有させていただいて、丁寧に進めてまいりたいと思いますが、少し2回目の本題のほうに入らせていただきます。スライドの12ページです。

今回、前回は2回目の議題だよというふうにお示ししたものを、今回の議題として、もう1回確認のためにお載せしました。市民税に切りかえる場合の基本的な考えや課題について、今回はお示しをしたいと思います。新しい仕組みにかえる場合にどういうふうな基本的な考えのもとに行うのか。もちろん、メリット・デメリットはあるはずですので、その課題についてお示しをさせていただいて、その点について、委員の皆さんからご意見やお感じになったことをお話しただけたらと思います。スライドを1枚進めさせていただきます。

もう一度、保育料の決め方、利用者負担額の決定、算定方法については、新制度という子ども・子育て支援新制度にかわる27年度の目前、26年度のうちに一度保育審議会でご検討いただいております。そのときに、まだ制度が未熟であること、国が考えている制度にまだ不確かなところが多いということで、国立市は今までどおりの所得税でやるのがよろしいのではないかと今に至っています。そのときに、市民税に切りかえることをどんなふう考えたのかというのがこのスライドです。

国の示すモデル世帯——モデル世帯というのがこれから何度も出てくるので、いま一度お示しをしたいんですが、お父さんがフルタイム勤務で、お母さんは扶養内のパートをしているくらいのお仕事の方、お父さんの扶養に入るくらいの方というふうには国は想定しています。そこにお子さんが2人という4人家族を、国はモデル世帯として決めています。この設定によって、現行の表の所得税額を、住民税所得割額という住民税ベースのところへ換算をして新しい表にするということを当時考えました。先に階層の定義、つまり、金額を換算することで決めて、そこに園児さんを割り当てていこうというふう考えたので、矢印のところをごらんいただくと、金額のところを決めて、そこに当てはまる子供が何人いるかなというふうに考えました。

この国モデルベースの算定方法を検討するのは、どこの自治体も同じように考えていたところでして、市民税ベースで保育料を検討するために、国モデル階層を反映させながら、前の旧制度と新しい市民税ベースの制度の激変を防ぐためには一手間かける必要があったというのが、今回、もう一度おさらいを事務局のほうでする中でわかったので、この点は後できちんご説明をと思いますけれども、ここの仕組みを丁寧にする必要があるというふうには今事務局のほうでは考えております。

ここで、国モデルに採用されている市民税の仕組みというのを少しご説明したいと思っているんですが、市民税というのは、年少扶養控除をやめにするよというふうになっています。年少扶養控除というのは、小さいお子さんがいるご家庭、扶養しているお子さんがいらっしゃるご家庭に対して、その分、税を控除する、差っ引いてあげるという考え方です。それについて、やめにするというふうには

市民税は考えています。なので、今の市民税の中には年少扶養控除という考えはありません。この分、その当時の子ども手当、今、子育て世代の方は、児童手当というのが一月幾らで四半期ごとにお支払いがあるかと思うんですけども、その分を手厚くするから、市民税から年少扶養控除の控除をすることはなくしますよというのがありました。

ということは、市民税の税額は年少扶養控除が反映されていないものです。もともと市民税の中に年少扶養控除という考えをなくしているので、なので、年少扶養控除が反映されていない市民税額を使って市民税ベースで算定して、そのまま保育料の階層を決定して税額を設定しようとする、軒並み階層が上がっちゃいます。控除しているのをしていない状態の税を使っちゃっている、ここが仕組みとして丁寧に整理をしなければいけないところです。この後、もうちょっと図を使って説明したいと思うので、そういう一手間をかける必要があったんだということを、少し整理をしていきたいと思っております。前回はそのような経過を経ておりました。

ここで1枚ぺらでもお渡ししている、14ページのフローチャートをごらんいただきながら、その次のページ、その次のページと具体的な内容をお示ししておりますので、お手元に14ページを眺めながら、次のページへとずっと進んでいただけるとごらんいただきやすいかなと思っております。

【新開会長】 済みません、質問があります。

【竹内委員】 竹内です。済みません、用語を私も理解していないので、もう一度教えてほしいのですが、年少扶養控除、これは今はない制度ですね。

【事務局】 市民税の中には年少扶養控除という控除の項目はないです。

【竹内委員】 かつて年少扶養控除があって、16歳以下、未満？

【事務局】 未満です。

【竹内委員】 16歳未満のお子さんが扶養の中にいる場合には、住民税がその分安くなったというのが年少扶養控除であったが、今はないということですね。

【事務局】 はい。

【竹内委員】 それで、多分、1枚前のスライドでお伺いしたのが、現行の方式では、子供がいる分、税金が安くなるのはあるが、新しい制度にした場合には住民税ベースになるので、そこに子供の数に応じて住民税を安くする仕組みはない。だから軒並み階層が上がっちゃうとおっしゃったんですけど、みんなほとんど同じように上がるのであれば、無理に上げなくてもいいんじゃないか。もちろん数の差はありますけど、大体二、三人であれば、総体の影響は、順番は変わらないですよ、つまり階層。間違っていますか。軒並み上がっちゃうと言ったら、上げなければいいだけの話じゃないですか。今、問題になっているのは、入れかわっちゃうことですよ。今の現行方式でいわゆる所得の低いほうから高いほうに並べたときの順番と、新しい計算方式でやったときに順番がちょっと入れかわっちゃいましたと、そこが一番困るわけですね。今、軒並み上がっちゃって順番が変わらないのであれば、そんなに問題がないのかなとちらっと思ったんですけど、理解が正しくない感じなので説明してください。お願いします。

【事務局】 まずは上がったときに、保育料の料金表もそれに合わせて調整をすればいいんだと思うんですが、それをしないと、階層が例えばD10だった人が15に、その整理をしないと金額が上がっちゃうことになる。みんなそろって上がってっちゃうことになるので、その表も含めて整理をするのか、それとも前回の審議会……。

【竹内委員】 こうするんだ。

【事務局】 はい、そうです。

【竹内委員】 つまり、こうなっちゃうか、こうするか。

【事務局】 そうなんです。

【竹内委員】 こうなったところで、この金額をそんなに変えなければいいんじゃないですか。

【事務局】 その金額表をどう設定するかということも検討、そこの整理ができていけばいいんだと思うんですが、前回のところでは、国の制度もまだ未熟だった中で、どう切りかえてあげればいいのかというのが、そこが難しかったのが、前回情報が少なかった中で、変わることは制度があるんだから仕方ないというふうに、他市の自治体さんではそういう考えのところもあるんですが。

【竹内委員】 わかりました。つまり、軒並み上がるというのは、こう、ジェスチャーでやっていますが、現行制度が新しい制度にこう行くのか、上げずにこう行くのか。要するにこう行ってもそんなに、こう行くというのは、つまり、軒並み全員一緒に階層が上がっても、行った先での料金を調整すれば、そんなに問題はない。

【事務局】 可能性もあります。

【竹内委員】 わかりました。済みません、ありがとうございます。ほかに皆さん、要望、解説でご質問があればぜひ。

【事務局】 済みません、今の点で1点だけ補足をさせていただければと思います。山崎の説明のとおり、こういうふうに軒並み上がってしまうということももちろんあるんですけども、それに加えまして、先ほどの国モデル、この後、実は詳しい説明のパワーポイントが出てくるんですが、国モデルがお子さん2人というふうな設定をしております関係で、お子さんが3人いる世帯とか、お子さんが1人の世帯とか、世帯の状況によって、みんな上がるけれども、さらにより角度が高く上がっちゃう子もいれば、こう上がっちゃう子もいるという、その点もやはり調整が必要だというふうに思っています。そういったところも影響があるよということで、この後、詳しい説明の資料が出てまいりますので、またそこで説明させていただいて、わかりにくければ、もう一度ご質問をいただくという形でもよろしいでしょうか。

【竹内委員】 はい。ありがとうございます。

【事務局】 ありがとうございます。

【事務局】 今のご説明、少しご質問いただいたので、つけ加えて確認をしておきたいことがある委員さんがいらっしゃれば、ぜひ挙げていただければと思いますが、今ので少しイメージというか、何となくこうこうこうで、ちょっとイメージは共有いただけておりますでしょうか。少し進めても大丈夫そうでしょうか。

それでは、もう少し進めさせていただいて、また適宜とめていただきながら、確認を丁寧にと 생각합니다。もう少し進めさせていただきます。この14ページのフローチャートですけれども、これは何をあらわしてるかと申し上げますと、今回の第2回目のテーマ、内容について、我々事務局がどのような思考をたどりながら整理をしたのかというのをちょっと共有させていただきたいと思って図式化しました。

次のスライド以降で各項目の詳細をお示しする前に、全体の見取り図としてフローチャートで、ご提案まで含めて書いてしまっておりますが、こんな考え方の整理はいかがだろうかと思ったもの、ご提案を図にまとめたものです。算定方式を切りかえるに当たり、階層の設定方法を一番左端です。A

とBの2つに大きく整理しました。この整理を進めていく中で、方式のBがよりよい考えではないかというふうに整理をいたしまして、さらに年少扶養控除、小さなお子さんがいらっしゃる、扶養しているお子さんがいらっしゃるの年少扶養控除というものをどのように保育料算定の中で取り扱うのがよろしいのかということを考えるために、年少扶養控除についてアとイの2つに整理をしたというのが真ん中ですね、アとイというふうに分けております。この2つに整理しております。

【竹内委員】 済みません、途中ですが、年少扶養控除を考慮する、しないというのは、この制度はないんですよね。

【事務局】 市民税の中にはない。

【竹内委員】 ないんですよね。であれば年少扶養控除を考慮する、しないというのがちょっとわかりにくくて、要はお子さんの数を考慮するかしないか、そういうことですね。

【事務局】 はい。

【竹内委員】 それがちょっと、済みません、わかりました。

【事務局】 ちょっと表示がかた苦しい形で申しわけありません。今、竹内先生がおっしゃっていただいたような形になります。ほかに何かいかがでしょうか。今のご説明で、ちょっと言葉の説明も含めて、もう少しあったほうがいいのかというのであれば。

【新開会長】 よろしいですか。上のアのほうが、子供が何人いようが考えないでやるということ、イのほうがお子さんの人数によって少し配慮した表にしようということだそうですね。

【事務局】 ありがとうございます。そうしましたら、チャートを1つずつもう少し細かく皆さんと一緒に見ていきたいと思っておりますので、ページを少し進めさせていただきます。

スライドの15ページです。スライドの14ページのフローチャート1枚紙のほうでございまして、14ページのフローチャート、A方式のところには当てはまります。園児ごとに、先に住民税所得割額、住民税ベースを並びかえて、下から順番に階層の人数がほぼ同一になるように階層を設定するという形です。ですので、矢印があるところをちょっと見ていただくと捉えていただきやすいかなと思うんですが、現行の制度でD3は20人いると。そうすると新しい制度にしても、このD3に20人いるようにしようと。この20人の人たちの住民税の低いところから一番高いところまでを切り取った、そこが金額だ、定義だというふうに考える。人数の分布を変えないようにお引越させようというのがこの方式の考え方です。

人数分布によって決めていて、それに合わせて階層の定義、つまり、金額を設定する形ですので、階層の人数はほぼ一致しますが、この並びかえがあるので、この最初の旧制度のところにはいたD3の20人が、みんなその20人、同じ20人が行ったかどうかとは限らないというふうになります。人数しか見ていないので、先ほど言ったように入れかえがあるよねというお話がここに来るんですけども、20人が同じ20人とは限らない。人数だけ見ているわけなので、というところがあります。少なくとも人数分布だけが変わらなかったよという形です。

この制度のA方式のいいところ、悪いところをちょっと下に、一番最たるものというのが15ページの一番下にまとめてあるんですが、年少扶養控除、子供の数をどう見るかというふうに先ほど整理をしていただきましたが、この考え方について、各世帯の実際の対象児童数に基づくということは、子供がそのうちに何人いるか。1人なのか、2人なのか、3人なのかというのを、国モデルがどうであろうと、全部そのうち、そのうちをチェックすることになるので、全件手計算となります。それが一番この制度の大きな特徴となります。

ですので、メリットとしては、全体としては保育料の増額にならない。分布を同じように切り分けて分布が変わらないように、人数が変わらないようにしているので、保育料の増額にはなりにくい状況だというふうに言えると思います。ただ、先ほどお示したように、今の在園児をベースに各階層の分布割合を算出していますので、その年度ごとに分布割合というのは異なります。今の在園児がベースとなって決めた金額となると、未来の利用者の方にとっては公平・公正な分布割合だとは言いに
くいです。さらに、階層ごとの割合、人数、例えばD2は何人ですよ、D3は何人ですよというときに、もともと人数を決めているのであればよろしいんでしょうけれども、もともと人数を固定しているものではなく、階層ごとに人数を固定しますよ、段階差は何人ですよということであれば、過去何年か分の分布割合の平均値を算出するのも1つの方法かもしれませんが、あくまで保育料は世帯の収入に応じて決まるということがあります。

そうすると、今の分布を変えずにつくりましたという料金表は、その年度のそのときの保護者にとっては変わらないということかもしれないんですけども、その保護者の方たちですら、当然、翌年度には収入が増減するなど、税額が一定、全く1円も変わらないおうちというのはなかなかないです。となると、ほんとうにピンポイントで、そのとき、その年度だけで効果を発揮する仕組みにとどまるということがデメリットとして挙げられる。さらに言えば、このまま純粹にこの形をとるとなると全件手計算ですので、何度かお示したように、今のやり方とほぼ変わらない。市民税に変えても、今とほとんど仕組みが変わらないことになってしまうのではないかとというのがA方式です。

A方式がここまでで、B方式のご説明に次の資料が行くんですけども、A方式を簡単にご説明させていただきましたが、大体ああそういう制度なのかなというのは御理解いただけましたでしょうか。何かご質問や疑問点や、あるいは感想、これはこういう制度だなとお感じになったとかご感想でも結構です。何かご発言いただけるようでしたら、どうぞよろしくお願いします。

【新開会長】 いかがでしょうか。保護者の方、何か一言いただければ。わかりましたか、今のA方式。今、園に通わせているお子さんたちの分布に合わせて、今後のことも決めてしまおうという形で、何かよろしければ。

【中村委員】 A方式はあまり意味がない方式だなと思いました。その年のピンポイントでしか恩恵が受けられなくて、来年にはほんとうに意味がない方式で、わざわざ手計算されて大変で、何のメリットがあってこの方式を考えたのかなと思ってしまいました。済みません。

【古本委員】 ほぼ同等の意見なんですけれども、やっぱり経済状況とか収入というのは絶対上下があるものですので、なかなか特定のある一定の時期で全て決めてしまうというのは平均値もとりにくいですし、市として収入とかもすごく算出しづらくて大変なんじゃないかなというふうに感じました。

【新開会長】 池田委員はどうですか。

【池田委員】 特にないです。

【新開会長】 4パターン出てくるらしいので、A、Bとアとイとそれぞれ、一旦立ちどまっていたかとありがたい。

【江角委員】 やっぱり現行の人数分布において決定するということは問題があるかなと。以後どう使っていくのかという問題を残すので、まずいと思います。

【小澤委員】 私は保護者側ではなく、幼稚園としての立場で伺っているので、今、全て目からうろこ状態、聞くこと全てが新しいことなので、こういうシステムだったんだということで、ついてい

くの必死という状態なんですけれども、やはり税金にしても、大体算定が1年おくれで決まってくるという形だから、この方式は今までやっていたのはいたし方ないのかなとは思いますが、新しい制度で国がやっているような、国立と羽村しかないという、そのやり方というのはやはりおくれをとっているなということを実感しましたので、いい形で進めばいいなと思っております。

【福島委員】 実際に保育園の側としては、こんなふうになっているんだと、申しわけないですけども、私の保育園としては、市がいろいろ今まで決めていただいていたので、こんなふうになっているんだと思ながらも、どうしてもうちちょっと早くそれだけ大変なものを、手をつけなかったのかなというような感じがしています。で、こここのところでちゃんと考えていかなきゃいけないかなと今反省しているところであります。

【佐藤委員】 国モデルを示されて、モデルに乗ってこないご家庭もたくさんいらっしゃる中に、これがバンと出てきてくる、やっぱり国モデルとしてこういうのが出てくるんだなというのと、あともう少しいろんなお話を伺いたいなと今思っております。

【竹内委員】 A方式で確認しておきたいのは、ここに書いてないですけど、結局、人数は同じだけれども、階層の上下移動は出てくると、例えば現行でD2にいたご家庭が新しい方式ではD3に行っているということは十分あって、ただ、差し引きで見ると、移動はないかに見えますけど、結局のところ、順番の入れかえはあるので、頑張っても手計算しても、結局、損するご家庭、得するご家庭が出てくるというのは、ちょっとA方式のデメリットというか、こんなに頑張っても結局そういうのがあったというのは確認しておきたいと思えます。

【新開会長】 ありがとうございます。では、B方式のほうをお願いいたします。

【事務局】 ご意見ありがとうございます。そうしましたら、ご提案のBのほうです。B方式のほうを少しごらんいただければと思います。今後この方式がベースとして考えるのでよろしいのではないかなというふうに少し整理の中で感じているところなんですけれども、このB方式の特徴は、国のモデルをきちんと料決定時に手計算が生じないように、料階層自体、この定義というより、この金額階層自体に一工夫仕掛けをしていることがみそです。どんな仕掛けかは後できちんとご説明をと思いますが、どういう仕組みなのかということ、ですので、先ほどと矢印の場所が違うのをごらんいただいております。この料階層の定義のところによって、ほぼ該当人数がイコールになるような仕組みを考えたのがB方式というふうになります。この一工夫が大事ですので、どんなことなのか資料を進めさせていただいて、一工夫の仕掛けのところを皆さんと共有したいと思えます。

18ページですけれども、フローチャートBの基本的な考え方としてお示しをしました。各階層ごとの分布割合を所得税ベースでそっくりそのまま移しかえるというふうにしたのではなくて、現在の所得税額から所得を逆算して、その所得から住民税へ換算することで、同じ所得から出発した住民税、所得税はおのずと階層が同じになるというふうな視点がとれるとご理解がいただきやすいのかなというのが考え方の基本です。

保育料の算定が所得税ベースだろうと、住民税ベースだろうと、もともとは同じ所得から算出しているのだから、どちらの税をベースにしようとも原則は同じ階層、つまり、同じ保育料になるような設計になると理解をいただきやすいのかなというのが考え方として、こちらがご提案は、今整理をしている視点の大きなところはそのような整理ができないかということを考えています。

じゃ、こうするにはどうしたらいいのかということの大事な点として、住民税に含まれていない年

少扶養控除2人分、国が子供は2人というふうに言っている、そのモデルの2人分をきちんと階層に入れ込む、階層に2人分を底上げしておくことで多くの激変、特に階層が上がっちゃうおうちというのを防げるはずだというふうに考えています。この点、また何度も繰り返しご説明するので、今、全部がすっきりじゃなくても大丈夫だと思っているんですが、考え方のベースとしては、そういうことを我々は考えております。

この後、もう少し細かい考え方、仕組みについて深めてまいりたいと思いますので、一旦、もう一度ここでとめたほうがいいのかと思っていますが、いかがでしょうか。

【竹内委員】 質問ばかりで済みません、竹内です。19ページの図を見ていて、19ページを見えています。

【新開会長】 今、18ページまで。

【竹内委員】 18ページ、わかりました。先のページを見てみると、多分、今お話ししていたのは、19ページを見ているんですけど、要するに19ページの右側の表の1万4,399円だとか、2万3,999円とか、この数字をどう決めるかということは今話しているんですね。左側の1,999円とか、この数字はほんとうの数字ですか。D2は今2,000円から、これはもう決まっているんですね。

【事務局】 はい。

【竹内委員】 それを右の表につくりかえる、つまり所得税、国に納める所得税とか住民税に変えるんだけど、問題はどうやって区切るか。今、ここでは多分、1つの案としては1万4,399円だとか、2万3,999円というのをやるんだけど、あの数字をどう変えるか、記載するかという話は、今していたのが18ページのグラフ。

【事務局】 はい。

【竹内委員】 わかりました。済みません。

【新開会長】 ありがとうございます。ほかによろしかったですか。

では、続けてお願いします。

【事務局】 今、竹内先生のほうが19ページのほうもごらんいただきながら、今後の整理を少ししていただいたかと思います。なのでちょっと19ページを皆さんと一緒に確認していきたいと思うんですが、今、この表の状態の後、D1の人はD3になっちゃう。そこが何でなのかというのをご説明したいと思っています。先ほど申し上げたように保育料の階層の設定をきっちりしないと、市民税の切りかえがうまくいかないということが前提としてあります。つまり、国モデルが考えていることを、階層ごとの税額のところきちんと反映させないで階層をつくってしまうとずれが起きてくる。保育料の階層が上がっちゃう世帯が続出ということになります。

先ほど来申し上げているように、実際の市民税の税額には年少扶養控除という項目自体はなくなりました。なくなったので、当然、税額には年少扶養控除分の税額は反映されていません。ない項目なのだから。なので、リアルな税そのままをぼんと階層に当てはめると徴収階層が上がる、値上がりになるということです。

では、どこでどうしたらいいのかということを経理の整理の中で考えたときに、年少扶養控除分、国が子供2人分と言っているものを全件手計算で再計算しなくて済むように、その税額分を階層に足し込んでおけば、再計算の事務労力を省エネできるというふうに考えました。もしよろしければ、次のページぐらいが、どういう仕組みなのかのご説明になるので、ちょっと今はとるところがある

のかもしれないんですが、もう少し進めさせていただいた上で確認、ご質問をいただいたほうがよろしいのかなと思うので、もしよろしければ、もう1ページぐらいよろしいでしょうか。ありがとうございます。

基礎控除のみで階層を設定したアの方式、先ほどから年少扶養控除が大事だというふうにお話をしているんですけども、それをどういうふうを考えるかによって、大きく移行の方式が変わっちゃうよということ、アとイと2つに整理をしておりますので、まず、アのほうからご説明をいたします。アの方式のところでポイントになってくるのが、算定のベースの考え方として、市民税ベースに変えるときに、国モデルと言われているお父さんとお母さんは扶養範囲内でお仕事をしている方、お子さんが2人という4人家族ですというベースを使って市民税ベースに変えないと、市民税ベースに変えるメリットがなくなっちゃうという点を少し整理したいと思います。

年少扶養控除も含めて基礎控除と言われるもののみで階層を設計して、各階層の実態に合わせて配偶者控除だったりとか、年少扶養控除、人数分、対象になる方の分を足し上げていく手法になりますと、A方式にちょっと近づいてくるんですが、全て手計算でその家、その家ごとに、この家は何の控除がつくのかな、この控除はつくおうちなのかな、子供が何人いるのかなというのを全部手計算で全件チェックをして、そのおうちに合わせて算出をしなければなりません。そのおうち、そのおうちの实態にぴったり沿った形にはなるかもしれないんですが、手計算の手間が、今も同じ、全て手計算となってくるので、控除の有無を一つ一つ人間が確認をしないとならないというのが、このフローチャートBーアの方式です。

これになると、国モデルをベースとするフローチャートBーイの方式のほうがメリットが大きい。このアの方式で一つ一つ計算になると、今とほとんど変わらない。所得税から住民税にベースは変わったけれども、やること、作業は変わらないということになってしまうのがアの方式ということになります。先ほど来申し上げているBの方式について少しお示しをしたところで、一旦、ご感想やご質問事項をぜひ挙げていただけたらと思いますので、もう1枚進めさせていただきます。

先ほどから市民税の中には年少扶養控除がもうなくて、その分を足し上げてあげてということを繰り返してご説明していますが、じゃあそれってどういうことなのかというのを具体的にご説明いたしますと、国モデルは子供2人の、先ほどから4人家族です。お父さん、お母さんと子供2人の4人ですというふうにご説明しているように、子供2人分までは控除の考え、モデルの中に子供が2人いるというふうに考えていますが、ということは、3人目のお子さんがいらっしゃるうち、5人家族、3人のお子さんがあるおうちについては、2人までは控除を設計していますけれども、3人以降の控除は設計対象外になってしまっています。モデルが2人しか控除していないので。なので、大事なのが3人目をどうするのかということも考えながら控除を考えていかなければいけないのですが、ここで年少扶養控除額についても算出することが可能なので、その分を足し上げていくことができます。

もともと年少扶養控除という考えが市民税にあった当時、その金額というのは33万円控除しようというふうに決まっていた。さらに、市民税額、市民税の税率というのは一律で6%です。どこにいても、誰のおうちでも、収入の多い人も少ない人も6%です。なので、この33万円の6%分となると、1万9,800円が市民税額における年少扶養控除の税額分というふうに考えることができるので、1人分が1万9,800円。これ掛ける人数分の、子供が2人なら掛ける2、3人なら掛ける3という控除額を引いてあげれば、その分を反映した階層を設定することができる。その分をきちんと見てあげる必要があるということが大事になってくる場所です。

この後、少し事例を取り上げてということになるので、一旦ここで少しポイントを、市民税にする場合のポイントというのをお示しさせていただいたかと思うので、一旦ここでスライドをとめてみたいと思いますが、いかがでしょうか。

【新開会長】 今、21まででしょうか、スライド。難しくなってきましたけれども、いかがですかね。

【竹内委員】 多分、14ページのフローチャートが若干、済みません、わかりにくくて、今わかりました。まだ22～23ページは見てないんですね。

【事務局】 はい。

【竹内委員】 ごめんなさい。多分、22～23ページに出てくる数字がすごくわかって、これはさっき言った、名前何というんですか、階層決めの住民税1万四千幾らとか、19ページですか、19ページを見たときの右側のD1、1万4,399円、2万3,999円とありますが、この数字は何と名前をつければいいんですか。切れ目じゃない、何ですか。何というんですか、この数字は。この数字を決める話をしているんですね。この数字を何と言えればいいですか、暫定的に。階層区分。

【事務局】 そうです。

【竹内委員】 階層を分ける所属、階層区分としましょうか。階層区分の数字の算定の話をしているかと思いきや、若干話がまじってきていて、14ページのフローチャートのアのところにあるのは、括弧、これすごくこの話わかってきました。とは言うものの、お子さんの数は調整したいという強い要望がある場合には括弧内、つまり、お子さんの数は独自に計算するというのをやるんですね。その計算は、今から見る22～23ページの話とちょっとまた違って来るんですね、おそらく。今、階層区分の住民税額の話をしたいんですね。わかりました。あと多分、住民税、何がいいかというのと、こちらは課がどちらでしたっけ。

【事務局】 児童青少年課です。

【竹内委員】 児童青少年課は、住民税額、計算しないんですね。別の部署に国立市民は全部住民税が捕捉されているので、この児童青少年課は、国立市の部局はどこですか。

【事務局】 課税課で。

【竹内委員】 課税課が持っている数字を借りてくるだけで保育料を提案できるシステムにしたいんですね。当然そうじゃないですか。でも今はそうじゃなくて、何か知らないけど、全部保護者さんから書類集めて、全部また計算し直してやっているというのがここで、わかりました。できれば課税課が持っている数字をそのまま使いたいというのが事務局案の骨子かなとしましょう。1人の利用者だし、済みません、だんだん見えてきました。失礼しました。皆さん、お願いします。

【新開会長】 今のところで、よろしいですか。大丈夫ですか。

【竹内委員】 とにかく回すと皆さん言っていただけなので、一人で納得しただけなので、済みません。どうぞ。

【福島委員】 住民税のその数字を使えば簡単だということで使いたいということで、私たちはそれに対して、それがうまく使えるような形を考えていけばいいということですかね。

【竹内委員】 課税課が持っている住民税額のデータをそのまま使うと、それはそれでいいんですけど、現行と随分差が、特にお子さんの数が違ったりすると、現行はお子さんの数をすごくいい意味で考慮した保育料のやり方なんですけど、住民税というのは、その辺ちょっとやや鈍感なので、どうしても新方式に移行したときに鈍感さに対してどう手当てでしょうか、そういう考えなんですね。何か

すごくうなずいている。

【福島委員】 その差額というのかな、試算したときに、今考えられる最大限の違いというのほどのぐらいあるんですかね。

【竹内委員】 出てくる、次にね。資料をつくって来ています。

【福島委員】 つくってありますか。済みません、後ろまで見てない。

【新開会長】 もうちょっと聞いてから。じゃあ具体例を、次Aさんとか出てきそうなので、よろしくをお願いします。

【事務局】 ありがとうございます。そうしましたら、ちょっと具体例、事例をご説明しながら、今いただいたご質問にお答えできるようなページもご用意していますので、もう少し進めさせていただきます。

22ページ目に進みます。また見覚えのある家族ですけれども、またAさんに登場してきてもらいました。お父さんとお母さんと中学生のお兄ちゃん、小学生のお姉ちゃん、保育園に通っているのは1歳児の赤ちゃんが通っていらっしやいます。このうちの保育料を決めたときの事例がどうなっちゃうのかというのを整理してみました。国立市がやっている現行の算出方法を22ページにまとめました。

我々国立市の所得税ベースでの算出の場合、子供の数はちゃんと人数分とりますよという考えなので、3人いるおうちは3人分年少扶養控除をとります。こうしますと、それぞれ基礎控除の額、年少扶養控除の額、そこから課税していい額を決めて、一番右下ですけれども、ご両親で見ますので、世帯でこのうちの所得税額は18万1,500円。これを保育のしおりに入っています、この金額の所得税額の人は何階層になるのかなというのを見ていきますと、D12という階層になって、小さい年齢のお子さんの保育料は一月4万1000円というふうに決まっています。なので、このうちは、今保育料を決めるとしたらD12という階層になりました。

次のページと見比べていただきたいと思います。年少扶養控除を、お父さん、お母さん、どちらから取るのか。どちらでも構わないんですけれども、収入の高いお父さんのほうから、国モデルで言っている2人分だけです、子供はお父さんとお母さんと子供2人の4人家族ですよと言っているものを取って、2人分を控除するとすると、所得金額のところは赤字になっている251万円分。なので、年少扶養控除は2人分しかとっていないので、このうちの市民税額が25万8000円というふうになります。今の料階層、料金表に当てはめて考えるとD14になります。一月の保育料が4万9,000円です。先ほどのと見比べていただくと、2階層上がったことがおわかりいただけると思います。

では、事務局案として、国モデルを尊重しつつも、国立市として何か事務局として整理できるところ、今やっている現行制度を少し採用すると、子供の数が3人のおうちなので、ちゃんと3人分控除してあげましょうよというところが、年少扶養控除のところですけれども、33万円掛ける3人分というふうにして人数分をちゃんと控除しましょうというふうにすると、世帯の金額、市民税額が23万1,000円となりました。ここで今の所得税額と料金表を換算してみますと、D12、今と同じ4万1000円にすることができています。ですので、やはり子供の数は、国モデルで終わりにしないで、国モデルプラスアルファのあるおうちは、ちゃんとその分は足し上げてあげたほうが実態に即した保育料の切りかえになるのではないのかなということ、こちらの事例でお示しをさせていただいています。

【新開会長】 質問よろしいでしょうか。

【事務局】 はい。

【竹内委員】 通常業務をやりつつ、こんなに多くの資料をつくっていただいて素晴らしいなと思いつつ、済みません、やっぱり聞いているほうとしてわからない点は、これはさっき言った課税課が持っている数字がどれなのかかわからないので、あくまで単純化したAさんの世帯だと、課税課が持っている市民税額というのはどこにあるんですか。どれに相当するんですか。13万800円ですか。

【事務局】 済みません、お待たせしました。今、この表の中に課税課が持っているデータというものを記載していないので、口頭でのお示しで申しわけないんですが、市民税額というお父さんのところで見ますと、15万600円というふうに記入しています。この税額のところに年少扶養控除を反映していないので、先ほど申し上げたように、年少扶養控除市民税額は33万円の6%なので1万9,800円掛ける2人分なので、それを足し上げると19万200円というのが課税課の持っている市民税のデータです。

【新開会長】 実際に徴収しているのはその19万円ということですよ。

【事務局】 はい。このおうちの場合、そういうふうに考えられます。

【新開会長】 この変わった場合に減るわけじゃないんですよ。納める市民税額は。

【事務局】 そうです。

【新開会長】 保育料のための表であって。

【事務局】 はい。市民税を、年少扶養控除のような保育料のところで反映してあげるべきものは反映してというふうに考えるとこの額なので、済みません、市民税額というふうに書いたので、ちょっと誤解を招きやすかったかもしれません。失礼いたしました。この市民税額は保育料を決めるときの市民税額というふうに捉えていただくとありがたいです。

【竹内委員】 そうすると、この図の趣旨はすぐわかりつつも、制度変更の趣旨、大目的は課税課が持っている数字を使いさえすれば、それなりに保育料が出る。そういうシステムに移行したいというのであれば、Aさんのほうでは、とにかく19万200円市民税を払っています。現行方式ではD12でいきますよと。何も考えない国が提案した②でいくと、この19万200円というのが、プラスお母さんの分10万200円を足し合わせたものがDのどこかに入るよと見せていただいて、でもこれじゃ上がっちゃいますよね。ですから、階層区分の数字をいじってD12にまた引き戻してあげましょうという説明をしていただくべきで、おそらくは。ですからこの試算書だとちょっと混乱する。要は、お二人合わせて19万200円足す10万200円ですから、29万400円ですね。この数字は変わらないですね。お二人合わせて、Aさんは29万400円市民税を払っています。現行方式はとにかくD12階層なんですと。

国モデル、提案されているモデルの、何も考えずに②でやっちゃうとD14になり、4万9,000円払っちゃいます。それじゃまずいので何をするかというと、市民税を割り引くんじゃなくて、階層区分の数字をいじってあげて、ちゃんとAさんがD12にまた戻るようにしましょうということなので、おそらくこの表に出てくるべきは、これもこれでわかりますけど、29万400円がD14に入るような階層区分表と、ごめんなさい、D14に入っちゃう国モデルと、いやいやそれを調整しましょう、やっぱりD12にちゃんと戻しましょうという階層区分表を全部提示していただいたほうが、あっAさんの29万400円がちゃんとD12に元どおり戻っていますねと見えるので、でもそういうことをしたいんだというのが私わかりました。私一人で納得して、済みません、ごめんなさい。いつもこういう仕事をしているので、済みません。

【新開会長】 今ので、29万400円のときはD14より上がることはないんですか。だってこれは国、今、年少扶養控除は市民税では考慮していないわけですよね。②は考慮していないものを考慮したと国の考え方に沿って考慮したと仮定した場合にはD14に入るけれども、現状の市民税が29万400円であれば、階層がもっと上がる可能性、もっと値上がりする可能性がありますよね。だから3種類あって、現状のものと国の考え方でやったものと事務局案と3種類あると多分わかると思うんですけれども。

【事務局】 すみません、今の点、ちょっとこの表は確かにわかりにくくて申しわけございません。私のほうから少し補足的にご説明させていただければと思います。竹内先生のおっしゃっていただいたお考えも少し、私たちがこのグラフで、図で言いたかったことと違っているかなというふうに思っております。Aさんの家庭で市民税額が29万400円だった場合には、確かにD16なり18なりの階層になるはずなんです。ただ、それだとよろしくなからうということで、年少扶養控除2人分を、要は国モデルの数字を換算させていただくとD14の、この図でいう上の階層になる。ただ、これでもまだ、もともとがD12でしたから、2つ上がっちゃっていることになっていて、これもまだよろしくない、完璧ではないということになります。なので、それをさらに完璧にというか、現行とあまり変わらないようにするために、国モデルにプラスして、さらにお一人分の年少扶養控除を適用させてあげれば、現行と変わらないようにこの家の場合にはなりますよというようなことをお示ししたかったんですね。

わかりにくくて済みません、フローチャートをもう一度ごらんいただければと思うんですが、先ほど申し上げた29万400円の場合にD18になっちゃうよというふうに申し上げたのは、このフローチャートで言うところのAのところ当てはまる形になります。要は年少扶養控除、お子さんの人数を考慮しないで階層を変換してしまうと、かなり高いところに行ってしまう。これがAの方式。それはよろしくないよねということでIの方式で、お子さんの人数を国モデルに沿って2人分を考慮して変換をすれば、さっきの図でいうとD14の階層になるはずであるということをお示したかった。それでもさらに足りないから、その右側に、このフローチャートで言うと、さらに年少扶養控除をプラスアルファで適用と書いてありますけれども、それをさせていただくと、さっきの一番下のところ、D12のもともとの現行と同じように、この家庭の場合には戻るよということをお示ししたかった。なので、先ほどの先生のお話をかりれば、このフローチャートのIとさらにというところが2つ書いてあったんですね。

【竹内委員】 ②と③。

【事務局】 さようでございます。Aのところは載ってなかったんで、少しそれが混乱を招いてしまったのかもしれませんが、そういう意図でつくった資料でございました。つたない説明でしたけれども、いかがでしょうか。

【竹内委員】 すごくわかりやすいです。

【新開会長】 委員の皆様はいかがでしょう。ご質問とかございますか。

もう1個質問していいですか。この1人の家庭でも2人分を引いちゃうんですね、これによると。そうすると下がる人がいるんじゃないですか。

【事務局】 ご指摘のとおりでして、国モデルは2人分というふうに子供の数を設定しています。ご家庭の中には、3人お子さんがいらっしゃるおうちもあれば、当然一人っ子のおうちもあると思いますが、国モデルを使うということは2人分控除することになりますので、この後見ていただく階層

の上がり下がりの中で、上がるおうちばかりではないです。下がるおうちというのもあります。いろいろな要因によって下がりますが、その要因の1つには、一人っ子のおうちにも2人分控除していることが下がる影響になってくることも考えられます。

【新開会長】 ほかにご質問ございますか。じゃ、先に進めていただいて、1時間頑張ってきましたので、あと1時間頑張りましょう。

【事務局】 では、少しずつ、1枚ずつ進めたいと思います。ちょうど今、会長のお話をいただきましたけれども、じゃあ上がり下がりとはどんなものなんだろうかというものをデータでお示したのが24ページです。これをごらんいただくと、まず、こちらが左上のほうに書いてありますけれども、国モデル年少扶養控除のみバージョンというふうになっていて、つまり、これはフローチャートでいくところのアのほうです。子供の数は2人、それ以上ありませんという考え方、2人までというふうにした場合、このやり方で、今10月1日現在いらっしゃる……。

【新開会長】 イじゃない。

【事務局】 失礼しました。イですね。年少扶養控除を考慮して変換するというイのバージョンです。これで2人分控除したと考えると、10月1日現在、今あるデータをそのまま使って換算してみますと、一番真ん中、水色のところプラスマイナス0、変わりません。階層が変わらないというおうちが624人ということですが、プラス6という方が5人いらっしゃいます。2人分しか控除していない。さらにはいろんな内容が考えられますけれども、上がってしまう人もいらっしゃる、下がる方もいらっしゃるといのがこの分布図です。

まず、この分布図をごらんいただいて、もう1枚同じような分布図が次のページ25ページにあります。これがフローチャート14ページでいくと、左側の矢印のさらに年少扶養控除をプラスアルファで適用というふうな、人数分をちゃんと3人のおうちは3人とする、4人兄弟のおうちは4人とするというふうにご家庭のデータを整理し直してみると、プラスマイナス0、階層が変わらないおうちが増えています。708人というふうになっています。こうすることで、上がり下がりはあるものの、きちんと子供の数を実態に即してとること、プラスアルファ子供が2人以上いるおうちについては、きちっとそのお子さんの分も控除に反映することで、国モデルの24ページで見ていただいたものよりも、年少扶養控除人数分をカウントしたほうが階層の変動の幅が抑えられる、あるいは階層が上がる階層の幅も抑えられるということになります。

もうちょっと切り出してみたもの、階層が下がる方はいいかもしれない。特に階層が上がる方のところを少し切り出してみたものが26ページです。24、25ページの世帯ごとの階層変化の割合から、階層が上がる世帯のみを抽出してみました。国モデルの子供の数は2人、それをそのまま採用する上のほうですね。国モデルというものよりも、事務局のほうでご提案させていただいた子供の数3人以上いるおうち、その分をプラスアルファできちんと控除に反映しましょうという考えで整理したほうが、階層が上がる世帯が少なくなる。さらに、また上がるにしても、上がり幅を小さくできるということ整理したのがこのグラフ図です。

済みません、全ての合計額をお示ししていなかったもので、申しわけありませんでした。国モデルのほうです。下のほうにプラス6の方が5人いてというふうにならば順番に足し上げていきますと、こちらのほうが546人というふうになります。左側のほう、事務局案でいきますと459人というふうになりますので、上がる世帯全体の数を減らすこともできるというふうに見てよいかと思います。

【新開会長】 はい。お願いします。

【池田委員】 現行は世帯の子供の数に応じた控除がされた状態の設定になっていて、変更した後というのは、今の2名を固定でもう既に控除した状態の設定にするんだけど、プラスアルファの要は多子、3人目、4人目とかという場合は手計算というふうにするのか。それとも変更後は、変更後も2名でロックということではなくて、その世帯の状態に合わせた料金設定にするということにはしない。なるほど。

【事務局】 済みません、首振ったり、縦に振ったりで。今のお話、ご質問ありがとうございます。整理させていただくと、国モデルを採用する、ベースに考えることというのが基本となってくるので、子供数を1人なら1人というふうにすると全件手計算になりまして、今とほとんど変わらないので、4人家族で国モデルの子供は2人というものを採用して、それをベースに敷きます。そこを、階層区分と先ほど竹内先生が命名してくださいましたが、そこにきちんと足し上げて置いてしまおうと。そうすることで省エネが図れるのと、間違いが少なくなります。

さらに、そこで2人分しか足し上げていないので、3人お子さんがいらっしゃるおうち、それ以上のおうちについて取りこぼしが出て階層が上がることが大きく引っ張られてきていますので、その分については、ある程度システムのほうと連動させながら、全件手計算というほど大げさではないんですが、ある程度システムと連動させて、3人目以降のところを控除、保育料を計算させるシステムに覚え込ませると言ったらいいんでしょうか、その設定をさせることによって3人目以上のおうちの子の保育料をプラスアルファのほうでできるようにするという感じなんです。

【新開会長】 プラス5になる人というのは月に幾らぐらい変わるんですか、保育料が。

【事務局】 階層がプラス5になると、1つの階層が上がると、大体階層の上がり幅というのが、2,000円前後ぐらいずつ上がるような階層に今の階層はなっています。なので、5階層ということは掛ける5となるので、1万円というふうに単純計算でいくとなるというふうになります。

【竹内委員】 池田委員のご質問に対する回答が若干、私も池田委員と同じ疑問があって、今話しているのは階層区分の数字をどう決めるか。これは決めちゃったら、そうそう簡単に動かないですよ。そうすると、確かに移行措置に当たっては、ちゃんと3人いるお子さんに対して変動が緩和されてはいますけど、将来はお子さんの数は一切考慮しないで基本決まるんですよ。つまり、Aさんのケース、29万400円という数字しかこちらには見えてこないですよ。29万400円という数字には、お子さんの数による影響は基本ないですよ。てなると、もうお子さん、基本的には課税課が持っている数字しか見えないので、その数字の裏にお子さんが何名いらっしゃるかわからないですよ。それは諦める。

【池田委員】 そこを多分、申請でプラスアルファでシステムに連動させて計算する。

【竹内委員】 じゃ、課税課から29万400円という数字を持ってくる。さらに、その後、世帯のお子さんは何名いるかという数字を持ってくる。そういうことですか。それは手計算じゃなくても比較的容易にできる。

【池田委員】 ただ、今の場合は、所得税はちゃんと1人だったら1人、2人だったら2人という控除がされているんだけど、新しく移行する保育料のシステムは2名という形でロックされた状態で料金設定を、それは階層区分の設定を設定していくということになるので、得する人もいれば、

【竹内委員】 損する人も。

【池田委員】 だからその、ちょっと先読んで済みません、年齢制限、年少扶養控除の年齢を今

までの旧スタイルのところでは16歳未満が年少扶養控除の対象だったけれども、年齢というのをそのまま、1歳で中1の子が一番上だった場合に、1歳の子が6歳になったときには、中1の子は16歳を超えてしまう可能性があるので、その反映の仕方をどうするかとかというのを考えていかなければいけないという部分ですよ。

【事務局】 それも1つの課題としてあります。

【新開会長】 ほかによろしいでしょうか。

【小澤委員】 これって子供さんの年齢の把握というのはどこでするんですか。

【池田委員】 多分申請書。

【小澤委員】 それは申請書じゃないとダメなの。

【池田委員】 継続の書類とかでおそらく、今兄弟が何歳ですとかという生年月日も含めて提出をしているので。

【事務局】 池田委員がおっしゃるように、親御さんに出していただく源泉徴収、確定申告の書類にあわせて扶養人数確認書と呼んでいます。あなたのおうちに子供が何人いますかというのを全て書き出させていただいて、対象になるお子さんを全てこちらで手計算で足し上げていく、控除の対象にしていくという作業が、つまり、全件手計算と言っているのがその部分、今の現行制度の部分になります。

【小澤委員】 出生届とか、ああいうところでもカウントされていくというやり方はないですね。

【池田委員】 マイナンバーのデータベースみたいな。

【竹内委員】 子供の数はシステム、手計算でなくできるとさっきおっしゃっていた気がしたんですけど、新システムというか、移行後にはそうするんですか。

【池田委員】 ベースは2名、そのプラスアルファのところだけを足して。

【竹内委員】 ③はプラスアルファを単に階層区分を変えるときの調整だけであって、一旦このシステムに乗っちゃうと、各ご家庭の保育料は子供の数とは関係なく決まるんですか。何か言っていることが若干、子供の数は使うんですか、使わないんですか。

【事務局】 使います。わかりにくくて済みません。フローチャートのアとイという話をさせていただいたときまでが、階層区分の決め方の話がアとイの話です。プラスアルファを適用するというふうに申し上げたのは、それは各ご家庭の税額の考え方、当然課税課が持っている19万2000円の数字がベースになってくるんですけれども、ただ、多子世帯については、さらにそこにお子さん1人分の控除があるものと、これは私ども児童青少年課のほうでみなすということです。なので、池田委員がおっしゃっているように、これについては移行のときの考え方だけではなくて、今後もこのようにさせていただくのがいいんじゃないかというふうには思っているところです。

それをシステムでできるよというふうに申し上げたのは、お子さんの人数をシステムで、どこからデータを持ってきて、この家は3人いるな、4人いるなというふうにするのは難しいんですけども、お子さんの人数をお母様から聞いて、じゃ、3人の世帯だねとなれば、そこにAさんの世帯はお子さん3だよという数字を入れれば、あとは計算ができるように、それぐらいのシステムはどうやろうちのシステムでできるようなので、その形でやると手計算の部分というのがかなり減りますので、要は私どもの負担であるとか、間違ふ可能性というのを減らしつつ、多子世帯の方への配慮もできるのではないかということのプラスアルファということで考えたところでございます。

【竹内委員】 了解しました。ありがとうございます。

【小澤委員】 これって国立市の今案をいろいろ立てているけれども、例えば近隣の立川とかはどのようなふうに、システムとか何かは。

【事務局】 まず、立川市のほうですが、羽村と国立以外は全て市民税ベースで考えているので、市民税ベースを基本にしているはずです。さらに自治体によって、2人まででもう話は終わり。年少扶養控除はもともと市民税からなくなっているし、児童手当に反映したんだからというふうに市民税のときに切りかえて、さらに移行期間も10年弱ぐらいあるので、もう過渡期を経たというふうに考えて、新制度切りかえ時にその考慮をすることもないというふうに考える自治体も多くありました。実は、それを今こちらで整理をしているところでして、先駆的に切りかえた他市さんがどんなふうに考えたのか。なくした控除は何なのか、とった控除は何なのか、どんな手だてがあるのかを整理して、また次回以降にお示しして、皆さんと共有できたらなと思っているのが実はそこなんですけれども、なので、立川市さんがどうかというのがすぐにデータがなくて申しわけないんですが、自治体によっては、そういうふうにそこまでと、2人までというふうにして、3人以上の家が上がっちゃうのは、新制度になったからしょうがないよね、そういうふうにもともと税の仕組みがそうなっているものねというところでシンプルな考え方をした自治体もあれば、今うちがやろうとしているように、とはいえ、やっぱり子育てを支援していこう、少子化の中で多子世帯のサポートをしていこうという話の中で、2人までだよねというのはちょっと違う、プラスアルファを考えようという自治体もあるので、そこは自治体によってまちまちというのが現状です。一律にこうとはなっていないです。

【小澤委員】 それで国立市ってやっていけるんですか。人数が大勢いたら。そしたら国立市はいいから、国立市に移っちゃおうとかね。

【新開会長】 なるといいですね。

【小澤委員】 いいですけどね。

【事務局】 他市の考え方と比べるというのも、先ほど申し上げたとおり、今ちょっと整理中ではありますがありますけれども、フローチャートをもう一度ごらんいただくとわかりやすいのかなと思ってございます。実はこのフローチャートも私たちが考えたものではありませんけれども、他市のものを聞いた例なんかを参考にしながらつくっています。例えば、先ほどA、BでというところのAの方式を採用して移行した市も近隣にはございます。Aを採用した市もあれば、数は少ないんですけど、Bを採用した市もたくさんあると。じゃ、Bの方式を採用するけれども、Bの中にはアとイがあるよねということで2つに分かれているんですが、国モデルに準拠したような形でBーイというモデルを採用したところもたくさんあると。Bーアというところは今のところ見つけてはいないんですけども、理論的にはBーアということも考えられるけれども、多くの市が国に準拠してBーイというふうなところを選んだということになると思います。

先ほど山崎のほうで申し上げましたのは、Bーイでとまっている市というのもたくさんあると。さらに年少扶養控除のプラスアルファというのとは違って、Bーイで、これで決定ですとやっている市もたくさんあるということ。ただ、それではだめだよねということでプラスアルファなり、さらに内容は市によっても異なるようなんですけども、何かしらの措置をしている市も一方で幾つか見受けられたところですよ。

もう一言申し上げれば、さらにプラスアルファ適用というのを年限を区切って、例えばここから3年間だけはそういうことをしますよとか、今いるお子さんたちについてだけはそういうことをしますよとか、そういうふうな条件をつけて適用したような市もあるようでございます。そういったあたり、

他市と比べると、うちの市がどうなるかというのが、今の説明で少しご理解が進めばなと思って補足でございました。詳しく26市、ほかの多摩の自治体がどうなっているかということは調査中でございますので、次回お示しできればというふうに思っております。

【新開会長】 もう一つ質問させていただいてよろしいですか。このグラフを見ると、結局、450人ぐらいが階層が上がって、階層が下がる人が250人ぐらいですか。

【竹内委員】 300弱。

【新開会長】 300弱ですよ。そうすると、結局、全体的に上がるということになりますよね。前回の資料で、何年か前に審議会でやったときに、約40%が平均1,483円の増額になるということがあって、このまま経過措置をしようということがあったと思うんですけども、全体的に保護者の利用者負担額が上がるということで、子供の1人当たりの経費のどこが負担が減るんでしょうか。市が減るんですか、国が減るんですか。ごめんなさい、前回のあるじゃないですか、こういう円グラフで、お金がかかっている分の利用者負担額が若干とにかく増えてしまう、今回の国の提案で。ほかの市もそれをやっている。その場合、得をするというか、少しいい思いをするのはどこなんでしょうか、割合として。市ですか、国立市の……。

【事務局】 増減によって財源のところが。

【事務局】 本来取るべき保育料が、言い方悪いですけど、取れなくなるというところの負担は、あるいは歳入は、市の歳入が減るという感覚で、市の歳入額だと。

【事務局】 歳入が増える可能性が、上がる人のほうが多いので。

【事務局】 多くなればそうですね。プラスのほうが多いということ。

【新開会長】 それは市のほうのということですか。

【事務局】 今のご質問に真っすぐお答えするとすると、お得になるのは市、国、都の、要は公的のほうが少しお得になるということになります。

【新開会長】 何かその分を市長さんに新しい施策で何か子供のために使っていただくようなことがあると、増額になる人も納得しやすいんじゃないかなと思うんですけども、何か利用者負担が増えるのだけだと嫌ですよ、何となく。仕方なんですけどね。ほかの市区町村はそうされているみたいなんですけど。

【事務局】 その考え方として議論していただきたいんですけども、本来、制度が変わって、ほんとうは移行すべきものを、ある意味、市として抑えてきたという考え方があります。そこはやっぱり議論のところだと思います。それを今後どこまで抑えていくか。市の負担を、逆に市の負担、市とか国とか負担を出して抑えていくという考え方を今議論していますので、ただ、それが保護者にとっては変わってしまうよというところですので、そこをどう捉えるか。じゃ、今上がってしまって、保護者が負担する分は本来入ってくる分があるので、それを子育てに使うという考え方もできるんですけども、本来それは制度が変わって、それが本来行政が見るかどうか、見るべきものかどうかという議論もあるわけですので、住民税に移行して、それは既に市としては見ないべきものという考え方も一方ではあるので、市民全体からすれば、税金をかけて、そこに負担をかけないものという考え方もできますので、そこは少し整理して。

【新開会長】 ただ、これは国のほうからのトップダウンの施策だと思いますので、それを何か今まで国立市は考えてくれたかもしれないけれども、それでいいのかどうかということは、それは国に文句を言わないと、と言いたいんでしょうけれども、それでも結局、増収にはなるわけですよ。

そのあたりを市のレベルでもちゃんと議論していただきたいなという要望を今申し上げたということです。

【事務局】 そうですね。そういう解釈。

【小澤委員】 あと、済みません、すごくだらないことなんですけども、10月から消費税が上がるという、この数値ってまた変わってくるんですか。そういうのは関係ない。10%になったり。

【事務局】そこは変わらないです。

【池田委員】 無償化の部分で、多分0・1・2のところと3・4・5で上限があると思うんですけど、その範囲内であれば、そんなに保護者の負担だけが増えるということではなくて、逆に市の負担、無償化になった分の市の負担というところをどういうふうにかえるかということもあると思うので、多分、単純な比較はできないのかなというのはあるんじゃないかなと思うんですけど。

【小澤委員】 無償化と消費税が上がるというのが、これどうなっていくのかしらというのが。

【事務局】 無償化の話が今出たので、少しお話をしたいと思います。まず、大前提としまして、今回議論をさせていただいている保育料の話と無償化の話というのは、やはり切り離して考えたほうが理解がしやすいのかなと思います。直接的な影響はない。消費税が上がっても、無償化になったとしても、この世帯、上がる人が、下がる人が多くなる、少なくなるというような直接の影響はないと思っています。

消費税の増税に関しましては、消費税が増えることで国は、市もそうですけれども、少し税金が増え、いただけるものが増える。その財源を使わせていただいて無償化をするというような枠組みです。消費税増税によって無償化ができるということで、そこは理解をいただければというふうに思います。

【新開会長】 今回は消費税のこととか、無償化はまたそのときになっていろんな課題が出てくることだと思いますので、現状のままだとして、どのように合わせていくかということですね、国ベースに。

【事務局】 そうですね。池田委員が先ほどおっしゃったように、無償化になることで、結果的には3～5歳のお子さん方については、来年10月以降は皆さん、無償になりますので、階層が1個上がろうが、1個下がろうが結局ゼロになるということは正直あることはあるんですけども、それにとらわれてしまうと、なかなか考えが難しくなるのかなと思いますので、一旦それは切り離してお考えいただくと、今日であるとか、この審議会の議論としては進めやすいのかなんていうことは思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

【新開会長】 ほかにご質問、ご意見ございますでしょうか。よろしいですか。

じゃ、事務局のほう、引き続きお願いいたします。

【事務局】 そうしましたら、今までのところの大事なことを2つにまとめてみましたので、繰り返しで恐縮ですが、もう一度確認でまとめた資料、27ページになります。基本的に国モデルを捉えて市民税ベースにしていくということを考えたときに、我々事務局として考えていかなきゃいけないこと、審議会の皆さんに検討いただきたいことが、共有したいことが大きく2つあります。1つ目は、国モデルで想定している子供2人分の年少扶養控除税額、先ほど申し上げていた1万9,800円が税額分ですので、これ掛ける2人分、つまり3万9,600円を保育料の階層に足し込んであげること、これで国モデルが言っている子供2人分の年少扶養控除額をとってあげる、控除してあげるという考えが反映された階層区分表をつくることができるということになります。

もう一つは、2つ目、多子世帯、子供が3人以上の世帯のことを言いますが、国モデルが想定して

いる子供2人分プラスアルファ分の年少扶養控除をとってあげる、控除してあげるということの方が大切になってくるのかなというふうに事務局としては考えています。先ほど来、何度か話に出ています。自治体によっては、新制度に変わったということは、年少扶養控除の考え方も切りかえるべき時期なのではないかという結論に至った自治体もあります。いつまでもない年少扶養控除という項目を引きずることはないんじゃないかという考え方のところもあるし、そもそも児童手当に反映したでしょうというふうな考え方のところもあります。なので、各世帯の子供の人数を追いかけないという考え方も1つあります。

しかし、事務局側としては、子育て支援ということを標榜していく、さらには児童手当があるとは言っても、今まで年少扶養控除を大切にしてきた経過であるとか、保護者の方々の感情、負担感的にも配慮していきたいということ、保育料の部分にも反映していけたらいいなというふうに考えているのが事務局案です。ですので、事務局側としては、3人目以降の子供の数もちゃんとカウントさせて、年少扶養控除税額を差っ引いて保育料を決めていくという、その部分は、今のやり方を少し受け継いでもいいのかなというふうに思っています。

この多子世帯への配慮というのは、26年の審議会当時、その当時あった保育料の算定方法の審議会の中でも、多子世帯への配慮という答申内容も踏まえて、今後も制度設計をしていくというのが、その当時いただいた答申というところを尊重するという意味でも必要なのかなというのが事務局の考え方です。ここまで整理した中で、今まで皆さんからもお話をいただいたんですが、次に幾つか審議をいただきたい点についてお示しをしたので、ここについて、皆さんのご意見、ご感想でも、こうすべきということだけでなく、こうがいいなとか、こういうふうに感じたよということで結構ですので、まず1つ目ですけれども、年少扶養控除の取り扱いについて、ぜひご意見を教えていただけたらと思っています。

何度も繰り返して恐縮ですが、国モデルの世帯ではお子さん2人を想定しています。このため、3人以上の多子世帯は、適用人数が実際のお子さんの人数より少なくなってしまうということです。事務局としては、国モデル2人分プラスアルファを、実際のお子さん人数分を年少扶養控除の適用とする。これは現行に準ずるということになりますが、これが望ましいのではないかと考えています。先ほど赤尾のほうからも説明いたしました、年限を設けて、例えば制度を切りかえるので、何年かだけこの制度を取り入れましょうという年限を設けるような自治体もあります。それも含めて年少扶養控除の取り扱いについて、皆さんがお感じになったこと、ご感想でも結構ですので、ぜひご意見をいただけたらと思います。よろしく願いいたします。

【新開会長】 それでは、ぜひご感想でも結構ですので、マイクを回ささせていただいてよろしいですか。

【中村委員】 3人目の想定は、確かに普通かなと思うんですけど、お一人の方はすごいお得になってしまうので、ちょっとそこは納得いかないなというところと、年少扶養控除というか、うちは娘が幼稚園なんですけれども、幼稚園も一応人数の計算があって、何年生までのお子さんを何人目と数えるというのがあるので、それに準じていただくといいかなと思います。保育園だけ違う数え方をして、幼稚園はこうでみたいなことになるとちょっと不平等が出るのかなと思ってしまいます。あと年限を設けるのも一応賛成で、それも幼稚園もあるので一緒にするのか、ちょっと違うようにするのかはいろいろ考えるべきかなとも思ってしまいます。以上です。

【古本委員】 何かこのシステムを考えるに当たって、おそらく考慮しなきゃいけない要因が多分

複数にまたがり過ぎて、所得もそうですし、税収もそうですし、お子さんの数もそうですし、何が一体フェアなのかというのは、おそらく決め切れないですし、数字で示されるものでもないような気がするので、ある程度納得感がある形で決めて進めるということはすごく大切なことかなというふうには感じています。議論を続けても、おそらく結果は、なかなか正しい方法って出ないなというふうには感じていて、おそらく、例えば高額所得の方、子育て手当って金額違うんですよね。その分、ある意味、恩恵を受けてないでしょうし、そこは定量的に、勝手にいうとあれですけど、高額所得の方は例えばお子さん1人の傾向があるとか、そんなことを言い出したら切りがないですし、そういう意味で考えると、国モデルで一旦切っちゃって、お子さん2人ですという想定で、お一人の方はおそらくお得をしているかもしれないけど、きっと高額所得の方で子育て手当をもらっていらっしやらないんだらうとか、わからないですけど、民主主義ですし、皆さんで助け合っていくという気持ちも少しはないと何も前に進まないのかなという気もするので、私はここがフェアなのかというふうには感じました。

【池田委員】 同じように、感覚として、同居している家族の介護をしているとか、自身がしょうがいや病気を持っていたりとか、お子さんに病気やしょうがいがあったりとかということを考えたときに、どういう形がいいのかというのはほんとうにわからないなというのがあるので、国立は国立のスタイルを考えていくことかなというところがあるんですけど、どれぐらい変わるのかというのが現時点ではわからないので、そのあたりを試算したりとかしながら、その状況を共有して考えていければなと思います。

【アラタン委員】 いろいろ聞いて、その数字を見て、国立市も子供が多い世帯とか少ない世帯をどうやって公平にするかみたいな感じでプラスアルファで頑張っているんですけど、すごい手間がかかるんだと思いました。それで、私、竹内先生が言っていた課税課のその数字を使って、そこで統一させることはできないかなと思っているんですけど。

【江角委員】 年限等を設けて多子家庭に配慮というのが一番ベストかなと思って、お話を聞いております。

【小澤委員】 なかなか難しくて即答はできないな。あしたになったら、もしかしたらこういうことも考えられるかなということがあるのかなということで、でも早く決めなくてはいけないことですし、きょう伺って次回どういうふうになっていくかなというのが何とも言えない気持ちでおります。

【福島委員】 保育園という立場で、今保護者の方がいろいろ保育料を払っているという直接的なところなんですけれども、保育料も子供が多ければ、3人目とかどんどん安くなるとか、そういうのがありますので、そういうところもじっくり考えていかなきゃいけないかなと思っています。ほんとうに責任を持って考えていかなきゃいけないかなと、今ここで改めて思っているところです。

【佐藤委員】 ちょっと数字とは違うと思うんですけど、国立で子育てして育てたいなという方が増えていってくれるといいなという思いで、事務局で出してもらっている案で考えていけたら、私はいいんじゃないかなというふうに思いました。

【竹内委員】 今、思ったのは、このリストグラフ、25ページを見ながら、真ん中の708、水色のバーがなるべく高く、裾野が低いほうが移行措置をとらずに楽なのか。それで中村委員のおっしゃった1人のご家庭が上がっちゃうというのは、多分25ページでいう右側のほうでいいんですよね、170、81。ちらっと思ったんですけど、新しい制度では、課税課から持ってきた住民税額と各世帯のお子さんをどこまで把握するかは年限あるとして、使うのであれば、1人だから得しちゃ

う部分というのはなくすこともできるわけですよ。今、この想定は、お子さんが1人、2人の場合には特別に手当はしない。3人、4人になったときに割り引く方法の手当てをするんですけど、要は住民税額とお子さんの数を使って計算しますというやり方にすれば、多分、右側が減り、おそらくそれに従って左側の数値も減るはずで、そのところはもうちょっとうまくいくはずだなと思います。確かに国のモデルが2人みたいにあるので、逆に1人だったら値上げするみたいな、聞こえが悪いんですけども、要は住民税額とお子さんの数から決めましたってやると、多分この708はもっと伸びて、裾野がもっと小さくなる気がします。これが第1点目。

第2点目は、プラス1で2,000円ですけど、今おっしゃったように、2人目だと半額になるんですね。3人目がゼロになると考えると、この図だけではなくて、各世帯、これはあくまで人数ベースですよ。1,487名のお子さんで、世帯がざっくり何世帯でしたっけ。

【事務局】 すぐには。

【竹内委員】 多分、1,000世帯とか、数字はわかりませんが、イメージをしたときには、各世帯ごとでどのくらいなのかまで、今の段階ですと、まだ方向性がオープンにならないですけど、この話をおっしゃるとおりどんどん進めていくのであれば、各世帯にどのくらいインパクトがあるのかというのも次に知りたい数字なのかなという気がいたしました。済みません、だらだらと、以上です。

【新開会長】 個人的な感想なんですけど、国モデルというのがとっても変な感じが私はしていて、今どき夫婦2人と子供2人が標準だというのがベースになっていること自体が何かとても、だからこんな変なことになっているんだなと思って、ちょっと国に文句を言いたいような気持ちになっていますけれども。いずれにしても今後は、保育園の保育料も1号、2号、3号、全て同じような形になっていったらいいなと思っているので、あまり今いる人たちが、もちろん負担感が増し過ぎたり、得し過ぎたりするのはあれなんですけれども、もう割り切って、先ほどおっしゃっていたように、どこかで線を決めて、幼稚園もそういう方法でというふうに、それでも多分、子育て家庭に平等にしていく方向だと思いますので、多子世帯への配慮というのはあったほうが、頑張っているというか、市の姿勢として見えやすいと思いますので、ほかの市ではやっていないけれども、国立市は多子世帯の配慮をしていますよ。たくさん子供を産みたいならどうぞというアピールになると思いますので、ぜひそういう方向で考えていただけたらなと個人的には思っております。

あと15分ですけども、いかがいたしましょうか。これ全部やらなくても大丈夫ですか。

【事務局】 ちょうど切りがいいというか、次のスライドのところが、おそらく幾つかはこういう資料もあったほうがいいとか、特に他市のデータを今集めているところですよというご説明、先ほど申し上げたように、他市の事例などを見ながら、階層の上がり幅をどうしていくのか、上がるのであれば、どのくらいの上がりならご容赦いただけるのかということ、今日お示しした資料以外にも幾つかそういう他市のデータ事例などもお示ししながら、その上で国立市としてどうしようというのをご検討いただくほうがお考えいただきやすいのかなとちょっと思っているのですが、もしよければ、ここで一旦、今日の審議は終わりにしまして、29ページ以降のところ、ちょうどこのあたり、ぜひご検討、いろいろご議論をいただきたいというふうに事前の通知でもお伝えしていたので、もしかしたら今日いろいろお考えをまとめてくださった方もいらっしゃるかもしれないんですが、次回の資料とあわせて、また各委員の皆さんのご意見やご感想を、ゆっくり時間をとって、このところからスタートということでいかがでしょうか。

【新開会長】 よろしいでしょうか。はい。

【事務局】 ありがとうございます。そうしましたら、一旦、今日の審議内容はここまでというふうに、区切りがいいですので、こちらまでとさせていただきます。

【新開会長】 28のスライドまでで本日は、また29スライド以降は次回に持ち越しということをお願いいたします。

その他、何か皆さんのほうからございますでしょうか。進め方とか、ちょっと大変ですけども、もうちょっとで何回かかけてじっくり考えていきたいと思っておりますが、特になければ、その他の日程についてということで、事務局のご提案で、第3回は平成30年12月18日の火曜日、午後7時からこの市役所3階の第3・第4会議室ということでよろしいでしょうか。

特に事務局のほうからございますか。よろしいでしょうか。

皆さん、長時間にわたりありがとうございます。終わらせていただきます。ありがとうございました。

【事務局】 ありがとうございました。

— 了 —